

自衛隊員に南スーダンで

憲法違反の武力行使をさせない

八木 巖

戦争法が「成立」し、政府は、9月30日に公布し、来年3月までに施行すると言っています。いまさらいうまでもなく、この法律は、改正PKO（国連平和維持活動）協力法を含む「平和安全法制整備法」と、日本の安全に関係のない国際紛争でも自衛隊派遣が可能という「国際支援法」の2本です。この法律には紛争地で活動する多くのNGOが反対してきました。先回紹介した非戦ネットも声明を出して、活動を続けています。名古屋NGOセンターも声明を出しています。

法案成立の日、アフガニスタンで用水路建設を続けてペシャワール会の中村哲さんは、当地へ向かうためにいた飛行場で、中日新聞の取材を受け、「後方支援など、具体的な行動が始まると危ない。日本人だけでなく、私たちに協力してきた現地スタッフも敵視される可能性がある」。「治安をよくするのは武力ではない。安心して暮らせる環境づくりだ」。戦争法の「成立」は「失うものはあっても得るものはない」と話しています。

外国で演説をするのが好きな安倍首相は、9月28日、国連での国連平和維持活動（PKO）に関する首脳級会合に出席して、「安全保障関連法制でさらなる貢献が可能になった」と述べました。結局、安保法制をあわてて「成立」させたのは、「武力による貢献」を「国際社会」に表明するためにほかなりませんでした。「米国の肩代わり」と世界の人は見えますし、その意味での「期待」もされるでしょう。一方、国連でこんな演説をすることは世界へどんなメッセージになっているかも考えていただきたい。後藤健二さんの時のことを思いだしていただきたい。

これまで、武器を使用しないとすることで、日本も、日本のNGOも現地での信頼を受けてきました。中村さんが言うように、自衛隊が具体的に動くようになれば、NGOの「撤退」ということもありうることです。努力して築いてきた、現地からの信頼という財産は捨てることになります。失うものはあまりにも大きく、現地にとっても、日本にとっても不幸です。でもあきらめることはできません。それに、なにより「改正PKO法」は武力行使を認めて

いて、憲法違反にあたります。

いったい、国際貢献とはなんでしょうか？ 中村さんの言うように「安心して暮らせる環境をつくる」ことではないのか？ 安倍首相が描くのは、「国際社会」で「評価」を得て、ゆくゆくは常任理事国入り、ということでしょう。しかし、血は流さずとも、困難や危険をかえりみず貢献する道はある。安倍の「積極的平和主義」は志が低い安易な「貢献策」です。武力行使を拒否することは、国際貢献を拒否することではありません。

政府は南スーダンPKOに関して、武器使用ができる状況や手順についてあらたなROE（交戦規定）を年内に作成し、PKO実施計画を閣議決定としています。法施行は3月。5月末には第10次隊（陸上自衛隊北部方面隊）が派遣される予定で、この部隊より「駆け付け警護」や「他国軍との宿营地共同防衛」などが適用されるということです。

安倍政権は自衛隊、PKO、ODA（政府開発援助）を一体として運用することをかねてからうたっています。それは軍事と民生を一体化することにほかなりません。政府は、政府の意思を貫徹するには「効率的」と考えるのかもしれませんが、人道援助のなか中では一番やってはいけないことです。おりしも、この10月1日から国際大学学長で、「安保法制懇」、「21世紀構想懇談会」という安倍首相の私的諮問機関で座長代理をつとめていた北岡伸一をJICA（国際協力機構）の理事長に任命しました。きわめて「政治的」な運営が予想されます。海外で活動するNGOを薄っぺらい「国益」で縛ることになるかもしれません。

「安全保障環境の変化」は、世界的に見れば、中東、アフリカであり、特に、シリア・「イスラム国」、イエメン（ここはサウジアラビアとイランとの代理戦争のようになっている）の不安定な状態です。難民流出というかたちでヨーロッパをもまきこんでいます。ここで日本のはたす役割は軍事貢献ではないと思います。

自衛隊に武力行使をさせてはいけません。その前に、戦争法を撤廃させなければいけません。私たちが街頭で言ってきた「戦争反対」の具体的な中身を考えていきましょう。何に反対なのかを考えていましょう。軍事的な国際貢献、日米同盟、武器輸出などについても考え、語りましょう。なにをもって対抗していくのか考えましょう。未来を描きましょう。